

一般社団法人坂井地区医師会

ヘルパーステーション

第1号訪問事業（介護予防指定相当訪問型サービス）

契約書別紙

兼 重要事項説明書

坂井地区医師会ヘルパーステーション

あわら市東善寺5-27（坂井地区医師会館内）

TEL（0776）73-8390

FAX（0776）73-8721

坂井地区医師会ヘルパーステーション
第1号訪問事業 重要事項説明書

当坂井地区医師会ヘルパーステーションは、ご契約者に対して介護予防指定相当訪問型サービスを提供します。坂井地区医師会ヘルパーステーションの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1、事業者

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 1) 法人名 | 一般社団法人 坂井地区医師会 |
| 2) 所在地 | 福井県あわら市東善寺5-27 |
| 3) 電話番号 | (0776) 73-5366 FAX (0776) 73-5363 |
| 4) 代表者 | 医師会会長 金 定基 |

2、事業所の概要

| | |
|-----------|--|
| 1) 指定年月日 | 平成29年4月1日指定 |
| 2) サービス種類 | 第1号訪問事業（介護予防指定相当訪問型サービス） |
| 2) 事業所の目的 | 要支援に認定された人、または生活機能の低下がみられる利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活が営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。 |
| 3) 事業所の名称 | 坂井地区医師会ヘルパーステーション |
| 4) 事業所所在地 | 福井県あわら市東善寺5-27（坂井地区医師会館内） 電話（0776）73-8390 FAX（0776）73-8721 |
| 5) 管理者氏名 | 松川 雅代 |
| 6) 利用対象者 | ・ 要支援1・2に認定された人 ・ 生活機能の低下がみられる人 |

運営の方針

当事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、生活機能の改善がはかれるように、適切なサービスの提供に努めます。

3、通常の事業実施区域

あわら市・坂井市

4、営業日・営業時間

| | |
|------|----------------------------|
| 営業日 | 月曜日から土曜日まで（ただし、土曜日は要相談） |
| 休業日 | 日、祝祭日、8月15・16日、12月30日～1月3日 |
| 営業時間 | 8：30～17：30 |
| 電話相談 | 24時間対応 |

*ただし、休業日訪問や営業時間外訪問については、相談に応じます。

5、職員の体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（従業者の職種・員数）

- | | |
|------------------------------|----------|
| 1) 管理者（介護福祉士） | 1名 |
| 2) サービス提供責任者（介護福祉士） | 2名 |
| 2) 訪問介護員（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者） | 常勤換算3名以上 |

（職務内容）

- 1) 管理者は、従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営等に関する規定を尊厳させるための必要な指揮命令を行います。
- 2) 訪問提供責任者は、利用申し込みに係る調整、サービス実施状況の把握、訪問介護計画書やサービス提供手順の作成、訪問介護員への助言・技術指導等を行います。
- 3) 訪問介護員は、利用者の居宅において身体介護、生活援助などの介護サービスの提供を行います。

6、当事業所が提供するサービス内容

- 1) 身体介護中心・・・利用者の身体に直接接触して行う介助で、自立支援を踏まえ日常生活動作や意欲向上のために行うサービスです。

入浴介助、排泄介助、おむつ交換、身体清拭、食事介助、整容、洗髪、更衣、服薬介助、外出介助、通院介助、体位交換、常時介助できる状態で行う見守りなどを行います。

- 2) 生活援助中心・・・調理、掃除、洗濯、買い物などの日常生活の援助であり、利用者が独居、ご家族が障害・疾病などのため、ご本人やご家族が家事を行うことが困難な場合に行います。

掃除、洗濯、調理、買い物、整理整頓、シーツ交換、薬の受け取りなどを行います。（利用者本人への援助です。ご家族分に関する援助は除きます。）

7、サービス利用料金

ご契約者が、サービスを提供した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご負担頂く利

用料は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担頂きます。

【介護予防指定相当訪問型サービスの利用料】令和6年6月1日改定

| サービス名称 | サービス内容 | 利用者負担 | 利用者負担 |
|-----------------|---|-------------------|--------------------|
| 介護予防訪問介護相当サービスⅠ | 週1回程度の訪問型サービス (A2)が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2) | 1, 176円 (月5回) | 287円/回 (月4回まで) |
| 介護予防訪問介護相当サービスⅡ | 週2回程度の訪問型サービス (A2)が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2) | 2, 349円 (月9回) | 287円/回 (月8回まで) |
| 介護予防訪問介護相当サービスⅢ | 週2回を超える程度のサービス(A2)が必要な場合 (事業対象者・要支援2) | 3, 727円 (月13回) | 287円/回 (月12回まで) |

<1回あたりの単価の場合> (柔軟な組み合わせが可能、上限は3, 727円まで)

| 区分 | 利用者負担 |
|----------------------------|--------|
| 標準的な内容の場合 | 287円/回 |
| 生活援助が中心の場合 (20分以上45分未満) | 179円/回 |
| 生活援助が中心の場合 (45分以上) | 220円/回 |
| 短時間の身体介護の場合 | 163円/回 |

上記利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、事前に変更された基本利用料を書面にてお知らせします。

* 初回訪問加算 (新規利用者へのサービスを提供した場合)

(1割) 200円/月 (2割) 400円/月 (3割) 600円/月

* 特別地域加算はその月の合計利用料金に15%の加算をさせていただきます。

* 介護職員等処遇改善加算Ⅰはご利用頂いたその月の合計利用料金の24.5%の加算をさせていただきます。

8、お支払い方法

ご利用料金は1ヶ月毎に計算し、翌月にご請求いたしますので、現金または口座引き落としにてお支払い下さい。

9、利用のキャンセル料

ご契約者の都合により、サービスの利用をキャンセルまたはする場合には、前日午後6時までに事業所にお申し出ください。それ以降に利用のキャンセルを申し出た場合には、1,250円のキャンセル料が発生いたします。ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とします。また、利用料が月単位定額の場合にはキャンセル料は不要とします。

10、事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。(契約書第17条に基づく)

11、緊急時における対応

- ①訪問介護員等は訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態の生じた時は、必要に応じて臨時の応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な対処を行うこととする。
- ②訪問介護員等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- ③緊急時に備え、常時当該施設内及び医療機関(かかりつけ医)・家族・その他の関係機関等との連携体制のもとに行動するものとする。

12、災害発生時の対応

災害発生時や気象庁から警報が発令された場合には、訪問介護サービスが予定されていても従業者の到着を待たず一刻も早く避難するなど、安全素をおとりください。次の各号の一つに該当する時は、訪問介護サービスの訪問提供は行いません。

- ① 象庁から気象または地震、津波に関する警報が発令された時。
- ② 原子力緊急事態宣言発出後に退避勧告または指示が出た時。
- ③ 交通機関等の遮断及び危険な状況と判断した時。
- ④ 事業所が災害に遭い、訪問介護サービスの提供が出来ない時。
- ⑤ 従業者が災害に遭い、訪問介護サービスの提供が困難になった時。

13、その他

[守秘義務] サービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。そしてこの守秘義務は契約が終了した後、及び従事者の退職後も継続いたします。

[高齢者虐待防止] 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。また、サービス提供中に、虐待を受

けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを、市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 松川 雅代 (管理者)

14、苦情の受付について

(1) 苦情解決の体制及び手順

提供した介護支援に関わる利用者及びその家族からの相談や苦情を受け付けるための窓口を設置

事業者の苦情受付窓口 (担当者) 松川 雅代

電話 73—8390【24時間対応 年中無休】 FAX 73—8721

当事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。当事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 顧問弁護士 金井 亨 電話 (0776) 22-7575

(2) 行政機関苦情受付窓口

| 窓口の名称 | 窓口の所在地 | 電話番号 | FAX番号 | |
|----------------|----------------|----------------|---------|---------|
| 坂井地区広域連合 介護保険課 | 坂井市坂井町上兵庫40-15 | 91-3309 | 72-3306 | |
| あわら市役所 健康長寿課 | あわら市市姫3丁目1-1 | 73-8022 | 73-5688 | |
| 坂井市役所 | 坂井市役所 健康長寿課 | 坂井市坂井町下新庄1-1 | 50-3040 | 68-0324 |
| | 三国総合支所 | 三国町中央1丁目5-1 | 82-8900 | 82-6970 |
| | 丸岡総合支所 | 丸岡町西里丸岡12-21-1 | 68-0801 | 67-0094 |
| | 春江総合支所 | 春江町随応寺17-10 | 51-9401 | 51-2002 |